

金沢大学と社会教育

—金沢大学における「大学開放活動」の回顧と展望—

新 谷 賢 太 郎

金沢大学と社会教育

— 金沢大学における「大学開放活動」の回顧と展望 —

新 谷 賢 太 郎

まえがき

一、文部省委嘱大学開放講座（本号）

二、金沢大学暁鳥文庫（本号）

三、金沢大学教育学社会教育研究室（次号）

まえがき

本稿は、戦後の新しい教育制度のもとで大学が発足した昭和二十九年から、金沢大学の「学校開放活動」の足どりを回顧して、その実態を明らかにするとともにその意味するところをさぐり、今後の展望について述べようとして筆を執ったものである。その意味するところをさぐるうといふのは、社会教育機関としての大学の在り方から見て、金沢大学の「学校開放活動」の実績をどう評価するか、という意味である。

(1) 社会教育機関としての大学の在り方

今日的意味で常識的に理解されている大学の規定は、次のように云えるのではないかと思う。大学とは、研究機関として知識の生産するほど、ささやかなものでしかなかった。数年前、日本社会教育学

施設であるとともに、最高の教育機関として、今までに構築された文化の諸形態を、知識の形式に再生産して、次代のひとたちに伝達する社会的施設であると。約言すれば、研究機関であり、同時に教育機関として理解れている。このような理解の仕方が、常識として通用しているすがたであるといえよう。

研究機関としての大学の在り方については本稿で触れない。教育機関としての大学の在り方が問われるとき、それは学校教育機関としての在り方が問われているので、社会教育機関としての在り方が戦後の大学教育論議の本流としてとりあげられたことはないといえども、ささやかなものでしかなかった。数年前、日本社会教育学

会が「大学と社会教育」のテーマを宿題として、数年間連続して討論を重ねたことがあったのと、学術雑誌や月刊教育諸雑誌の紙上に散発的に発表される諸論文が思い浮べられる。社会教育機関としての大学の在り方の問題の究明は、戦後の大学教育論議の傍流に押し込められているかのようである。

社会教育機関としての大学の在り方は教育関係法規ではどうなっているであろうか。このことについて積極的に規定したものは見当らない。消極的に規定したものはある。「社会教育の講座」を規定した社会教育法第四十八条がそれである。「学校の管理機関は、それぞれの管理に属する学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏季講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。」とある。この第四十八条は、わが国が、文教政策の面で、社会教育機関としての大学の在り方の問題とどう取り組んでいるのか基本姿勢を示すものといえよう。国立大学についていえば、その大學が希望しない限り「社会教育のための講座」の開設を期待すことのできない消極的規定である。

大学における「社会教育のための講座」の開設、換言すれば、社会教育機関としての大学の具体的な在り方は大学公開講座の開設であろう。「大学開放活動」の一環としての開放講座の開講である。この開放講座を現在の大学教官は、どのように受け止めているであろうか。筆者に次のような経験がある。本学の開設する開放講座の講師依頼のため、教官研究室を歴訪したとき、「大学教官はそんなことをしなければならないのか」ということばが返ってきたことがある。「それは、われわれの本務から外れた余計なことである。そのようなことを世話する君も、もの好きなひとである」といった気持のほどが、ことばとしては聞かれなかつたが、そのことが

十分感触されたことがある。このように、社会教育機関としての大学の在り方については、全く意識されることのない向の随分多いのではないかと推察している。また、次のようなことも強く印象づけられた経験である。それは、大学と社会教育のかかわり方にについて、一大学教官が社会教育機関諸団体の需めに応じて、動員された聴衆を前に、講師として講演することと、社会教育機関としての大学の在り方とを混同して考えているやに見受けられるということである。一大学教官の社会教育活動への参加と、大学の社会教育活動への参加とは峻別されねばならない。前者は一個人としての私事に属することであるが、後者は教育制度の一環としての公事である。大学と社会教育のかかわり方をめぐる問題に対し、公私識別意識なく、安易に受け止められているふしの感知される言動に接するのは、再三再四に止まらないのである。大学教官の社会教育へ積極的な参加は、社会教育機関としての大学の在り方への基礎整備に資するものであるが、両者はその性格を異にする問題であるといわなければならない。

大学の在り方が抜本的に問われている今日であるが、その構想には、社会教育機関としての大学の在り方を追求する動向は見当らず、大学教育論議の本流から遠く外れ、支流の、さらに、傍流に置かれているかのようである。あるいは、底流しているのかも知れないが、大学改革構想の表面には現れていないようである。蓋し、社会教育機関としての大学の在り方が本格的に問われるような客観的状況ではないようである。大学開放運動は、わが国において生じないのだろうか。

大学開放運動は、既に百年前英國において始まり、結実を見たことは周知のことである。一八七三年ケンブリッヂ大学を先頭に、

一八七六年にはロンドン大学、次いで、一八七八年にオックスフォード大学が、それぞれ国民に開かれた大学として Extra-mural Studies (構外活動) 云いかえれば University Extension Movement (大学開放運動) を具体化していく。伝統を重んずる英國において、貴族たちにのみ開かれていた大学の門を、國民に向けて開かれたという快挙は、いつまでも記憶されてよいことである。しかも、この快挙は、大学外の圧力に屈して大学の門を國民に開くことを余儀なくされたのではなく、各大学の大学人の発意において、内発的で自主的に開かれた門であることを銘記したい。

最近、新しい大学の在り方を求めて「公開講座部」の設置が構想されたり、あるいは、「國民のための大学」が叫ばれるようになつたが、こうした氣運は、戦後の大学教育論議の展開過程では見られなかつた新しい動向である。この氣運が盛りあがり、わが國の大学開放運動を促し、「大学開放事業部」といった新しい一部局が既設の大学機構の一環として活動し、その制度化を見るまでになることを期待して止まない。

わが國の大学において、教育学部に講座制の「社会教育」を置く大学は存在する。また、文部省令において規定された、教育学部の学科目として「社会教育」の専任教官を有する大学もある。多くは、開講科目として「社会教育」を置き、他に自己の専門科目を有する教官の兼担として対処している現状である。「社会教育」の学理的研究にも関心を寄せる研究者は相当数にのぼると推察されるが、「社会教育」の研究を、自己のライフ・ワークとして取り組む「社会教育」専門の研究者といわれるものは、その数において極めて少いのではないか。それにしても、「社会教育」の学理研究の戦後の進展は、めざましいものがあり、かつ、教育学部のカリキュラムに「社会教育」の名が必ず見られるということと、Extra-

mural Studies が現実に結実し、その管掌部局が大学の機構に定着してしまったこととは、別の問題である。もちろん、大學における「社會教育」の研究部門が、その大學にして Extra-mural Studies の未発の場合は、その開花への促進剤的役割を担う推進力になるべきものと思う。しかし、「社會教育」の研究部門が活潑な研究活動をしていても、その大學の Extra-mural Studies 啓開の路は、極めて難路であり、幾多の障礙によつて閉されている現状であることは、筆者も心得ている。このことについては、國立大學と私立大学では、随分おもむきを異にしている点に留意すべきであると思ふ。

表 I 大学公開講座開講校数表

		昭和	40年度	41年度	43年度	
大	学	国	41	39	40	40
		公	9	8	6	6
大	学	私	44	57	64	64
		小	94	103	110	110
大	学	立			0	0
		計			5	5
大	学	立			49	49
		計			54	54
		短大				
大	学	立				
		計				
		計	126	151	164	164

文部省社会教育局調

上掲の表は、文部省社会教育局が年度年度調査している大学公開講座の実態を示すものである。この表を見てもわかるように、私立大学の公開講座開設校数が國公立大学の開設校数にくらべて圧倒的多数である。昭和四十年度は一二六大学が公開講座を開講しているが、そのうち私立大学は七十校、昭和四十一年度は一五二校のうち百校、昭和四十三年度は一六四校のうち一一三校を占めている。公開講座開設校数の年次別増加も私立大学の開講校数の増加によるもので、國公立大学の増減はほとんど見られない。この現象は何を物語るのであるか。この現象を招來した要因は、

極めて複雑であろう。筆者はこの問い合わせを次のように書き改めて若干所見を述べよう。国民の税によって建てられている国公立の大学よりも、私立大学の方が、国民の学習意欲に答える機会と場をより多く提供し、教育の機会を保障しようとしているのは何故か。掲載した表に即して答えるとすれば、国公立大学と私立大学との絶対数の大きな差のある事実の反映であると。昭和四十三年度調によれば、全国の大学数（短大を含む）は八五二校である。そのうち私立大学は六七九校を数える。それでは、もし、私立大学の校数に匹敵する国公立大学の増加を見たと仮定して、はたして現在の大差はおのずから解消されると期待し得られるであろうか。その保障は皆無である。その差は依然として変わらないということも十分あるわけである。国公立大学と私立大学の開講校数の絶対値を比較しても、このことは大した意味を持つとはならない。次に開講比を設定して、開講校数を割り、百分比として算出したものであるが、表IIがそれを示す。

開講比の面から見ると、国公立大学の方は私立大学に比してはるかに高いが、私立大学は何れも自主的開講であるのに対し、国公立大学の開講校数のほとんどが文部省委嘱の公開講座の開設であることに留意しなければならない。昭和四十三年度に例をとれば、国公立大学で公開講座を開設した校数は表の通り四十校であるが、このうち三十八校が文部省委嘱校である。

公立大学については一校が委嘱開講である。この年度の文部省委嘱校数は四十一校であり、残り二校は公立短期大学に委嘱されている。したがって、昭和四十三年度国公立大学で自主的に開講したのは七校を数えるが、そのうち、国公立大学二校、公立大学は五校である。表中には短期大学を含まないが、公立短期三校の自主的開講が

表II 大学公開講座開講比(%)

四年制	昭40年度		昭41年度		昭43年度		開講比
	大学数	開講校数	大学数	開講校数	大学数	開講校数	
国	74	41	55.4	74	39	52.7	53.3
公	37	9	24.3	37	8	21.6	17.6
私	235	44	18.7	235	57	24.2	23.7

ある。この実態を表IVとしたものが表IIIである。国公立大学の開講比の高いのは文部省の「学校開放活動促進」を期待する、委嘱講座事業に支えられているからであることは明白であるが、委嘱された国公立大学のうちにも、自主的開講校を期待し得るのではないかと推察するが、多数を望むことはできないであろう。表IIIで明らかなるように、国公立大学における自主的公開講座開講の気運は、私立大学に比し、極めて低調である。このように、公開講座をめぐる国立大学と私立大学のちがい、換言すれば「大学開放活動」への関心度のちがい、の要因の一つとして、社会教育機関としての大学の在り方による大学人の意識の問題を挙げることができると思う。

国公立大学は、選ばれた小数者の教育の場に傾きがちであるのに対して、私立大学は、その開講の理念として、広く市民に向けて開かれた門の大学であろうとするする伝統と特色がうかがわれる。知識の生産機関であるとともに、生産された知識を次代に伝達する教育機関であり、同時に生産された知識を同時代人に広く公布する機能をも併有するものとして、大学を知識の生産・伝達・公布の三つの機能を三位一体的に統合して管理・運営する伝統が私立大学に色濃く見られる。私立大学に勤務する大学人は、この伝統の流れのうちにあって、その大学において生産された知識を大

昭和43年度
自主的公開講座開講校数表

立	立	立	立	立	立	立	立	0 3 49
国	公	私	2	5	64	短	大	
国	公	私	2	5	64	短	大	
大	学	立	立	立	立	立	立	

学構外に向けて開放する事業に参加することにいささかの抵抗を感じることなく、また、「大学の教官はそんなことをしなければならないのか」という疑惑を懷くこともなく、積極的に参加・協力する体質が、おのずから形成されているのではないかと思う。知識の生産・伝達・弘布の三つの側面を有機的に三位一体として統合している大学理解の私立大学人の意識が基盤にあって、その大学で生産された知識の構外への弘布事業を円滑に進める自主的公開講座開設の態勢固めを容易にしているのであるまい。

・伝達・弘布の三機能面を統合して把握しているか、それとも、知識の生産・伝達を本務とし、弘布機能面が欠落しているか、欠落していないにしても、サイド・ビジネスとして位置付けるか、あるいは、本務に差しつかえのない限り個人としての恣意にまかされたこととされているかによって、社会教育機関としての大学の在り方も大学構想のうちに積極的に取り込まれもし、消極的にしか考えられないことにもなり、また、無視されることになる。この大学理解の意識のそれが、さきに掲げた表Ⅰ・II・IIIに見られる問題の出つてくる複雑な要因の一つとして、筆者は重視するものである。

金沢大学における「大学開放活動」の現況

昭和四十三年度中、金沢大学において開設された開放講座数は二十八講座で、その内訳は次の通りである。文部省委嘱公開講座三講座、金沢大学自主的開放講座二十五講座、自主講座二十五講座のうち、教育学部社会教育研究室担当の分は、二十四講座、あとの一講

座は金沢大学中央図書館・晩鳥文庫の開設したものである。二十八講座の開設された場所、すなわち、大学の構内と構外に分けるとの通りである。

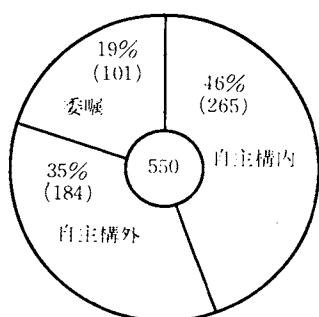
金沢大学構内開講のもの

文部省委嘱公開講座	五講座
金沢大学自主講座	二講座
晩鳥文庫	一講座

構外開講のもの

文部省委嘱講座	五講座
金沢大学社会教育研究室	十九講座
一講座	一講座

表 IV 昭和四十三年度
金沢大学公開講座学習時数表



二十八講座の講座規模の総学習時間数は、五百五十時間になる。その約十九パーセントは文部省委嘱講座の学習時間であり、約三十五パーセント（百八十四時間）は、本学の自主的構外講座、約四十六パーセント（二百六十四時間）は、自主的構内講座の配分である。

この件を表示したものが表IVである。公開講座の講座規模が一講座三十六時間から四時間にわたり多様な様相を呈しているのは、十二

の学習課題を設定し、一課題三時間（講義・質疑応答・討議）を配当するとき、一講座三十六時間の規模になる、また、大学の夏季休暇中であるならばいつでも需めに応ずる用意のある、学習課題一覧表を、本学の開放講座の開設を希望する石川県の地方教育委員会に提示し、希望する課題の選定を一任するとき、ある地方教育委員会は十課題、他の地教委は二課題を選ぶ等、その地域の事情を考慮して、選択の様相はさまざまであるところから、講座規模の様相も多様なのである。昭和四十三年度社会教育研究室の開設した構外自主講座の実績は左の通りである。

表 V

選択した学習課題 昭和四十三年度構外自主講座（社会教育研究室）	数									
	12	5	3	3	5	4	5	3	5	5
松中賀任川市来幡松雄来島屋西尾浜前島洲	10	2	8	5	3					
小山加松美野鶴津高志富鹿鳥鹿七田門輪珠	19									
	92									

(3) 開學当初の頃
一学習課題二時間の講義時間を配当して、前記の百八十四時間が算出される。

金沢大学における社会教育研究室は、学内措置で発足した昭和三

十三年以降今日まで、「大学開放活動」を計画的に継続して自主的開放講座を開設して来た。文部省委嘱の開放講座については、社会教育研究室は昭和三十九年以降、毎年一講座ないし二講座を立案企画して申請し、委嘱講座を自主講座と並設して開講している。金沢大学では、文部省委嘱大学開放講座に関する事務分掌は、学生部・学生課・教務係である。他大学の実状は知らないが、講座に関する

件は、事務局・庶務課・学事係が妥当と思うが、本学においては、どのようなきさつから学生部の所管事項として定位されたのか不明である。このことについて筆者はそのいきさつを明かにしたいと思い、事務局・学生部に問い合わせたが、本稿をまとめる時点までは、終に不明であった。このいきさつを明かにすることで、本学の発足当初において「大学開放活動」に対する姿勢をうかがうことができるとおもったからである。昭和二十一年度から学生部がこの委嘱講座の窓口として、その事務を担当して今日に至っていることは明かであるが、金沢大学が発足した昭和二十四年度および翌二十五年度において、この委嘱講座（昭和二十一年から行われている事業）が、どこでどのように対処されたか、また、この委嘱講座開設有無の消息は不明である。昭和二十四年に社会教育法が制定され、その第四十八条をふまえて、成人教育振興の一環として「大学開放活動」促進のため、制式に再発足し、各国立大学に委嘱講座開設を呼び掛けているが、本学においては、開學早々のことでもあり、この時点では積極的に取り組む態勢ではなかったようである。

文部省社会教育局編「大学開放・社会教育講座」講義要目・昭和二十六年三月には、昭和二十五年度実施の詳細な大学開放講座の記録が掲載されているが、本学の名は無い。したがって、本学の委嘱講座実績は、昭和二十六年から始まるといえよう。

(4) 現況

委嘱講座は、毎年、開設希望大学が、各国立大学長宛に社会教育局長名で発送する「大学開放講座委嘱要項」通知を受理したときから始まる。本学では、この通知に接すると学生部長は各学部長宛に書きを送り、開設希望学部の教官の召集をもとめ、開設の可否を議し、可のときは立案の基本線を確認し、実施計画案の作製にかかる。各学部からの講義題目・講師名の通知を統合して実施計画案を

係がまとめ所定の書式で開設希望を所定の期日までに申請する。社

会教育研究室はさきにも述べたよつて昭和三十三年発足以來、昭和三十八年まで、学生部長の召集する開設希望学部教官の打ち合せ会に参加することはなかつたが、昭和三十九年以来は、一講座ないし二講座を立案起画して、学生部の世話する講座案に付加して申請し、発足以來開設の自主講座と並設実施している。暁鳥文庫の構内

自主講座は昭和二十年代、世界学講座、あるいは古典講座と称して、発足以來開設の自主講座と並設実施している。暁鳥文庫の構内

二講座を立案起画して、学生部の世話する講座案に付加して申請し、発足以來開設の自主講座と並設実施している。暁鳥文庫の構内

活潑な活動をしていたのであるが、中断の時期を経て、昭和四十三年から古典講座が復活して、今日に至つてゐる。

金沢大学の大学開放活動の現況を昭和四十三年度の実績によつて、概略の説明をこころみたが、これをまとめて表示したものが表VIである。

右の表VIに見るようく、本学の「大学開放活動」の推進母体は、学生部・社会教育研究室・暁鳥文庫の三本建になつてゐる。社会教育機関としての大学の在り方から見て、「大学開放活動」の推進母体が三本建であるということは、大いに吟味の余地のある問題であるが、この件については後に取り扱うことにしておきたい。

金沢大学における「大学開放活動」の展開過程の実態を明かにするに当り、三つの推進母体がそれぞれ実績を重ねてゐるから、それぞれの足どりに分けて、本稿をまとめたいと思う。学生部の事務的に対処する文部省委嘱公開講座・社会教育研究室の行うもの、そして、暁鳥文庫の計画開講するものにそれぞれ章を分けて記述する。

一、文部省委嘱大学開放講座

年度年度の文部省委嘱大学開放講座は、各國立大學長あてに發送される「大學開放講座委嘱要項」という社會教育局長名の通知を、大學長が受理した時点から始まるといふことができる。「大學開放講座委嘱要項」は年度により若干のちがいがあるが、法制上は社會教育法第四十八条に則る、成人教育の振興とその一環として大學開放活動の促進を意図する國家的文教事業の実施要項を示したもので

表VI 昭和四十三年度公開講座規模

講 座		学習時間						
文部省委嘱公開講座		開設講座数						
社会教育研究室	暁鳥文庫	構内	1	24	5	241	2	65
		構外			19	184	1	36
小計		小計	1	24	24	425	3	101
計		計	28講座 550時間					

ある。昭和三十九年三月四日付の「要項」を例示しよう。

大学開放講座委嘱要項

(昭和三九・三・二四、文社社第一一八号)

近年における社会の進展はめざましく、それに伴い成人教育の必

然性が高まつてきている。これら成人教育振興の一環として大学における開放活動を促進するため、講座を委嘱し、一般成人に専門的学術知識技能を習得させ、もつて国民の資質の向上と社会の進展に寄与することを目的とする。

2 委嘱の対象

講座の開設を希望する国立大学

3 委嘱の条件

- (1) 実施講座については、それぞれ大学のもつ特性をいかし、大学開放講座としてふさわしいものであり、かつ地域住民、企業の事業所等の要望に応ずるものであること。

- (2) 講座のねらいが明確で、講座の学習課程が系統的に編成されていること。

- (3) 講座の時間数は、一講座四〇時間（一人の学習時間）以上であること。

- (4) 参加者は一般成人とし、一講座四〇名以上であること。

4 委嘱予定数

一大学三講座以内（全国六〇講座）

5 委嘱経費

- (1) 一講座あたり 五八、〇〇〇円

- 内訳 庁費 一〇、〇〇〇円
謝金 四八、〇〇〇円（一時間）、二〇〇円×四〇時間

6 実施計画書の提出

- (1) 実施計画書の提出にあたっては「大学三講座程度とする。なお、実施計画書は別紙様式により講座毎に作成すること。
(2) 提出期日昭和三九年五月二〇日

7 留意事項

(1) 講座の開設にあたっては、とくに都道府県教育委員会および

大学設置地域の教育委員会等との連絡を密にし、企画、運営への参画を得て、その成果をあげるようにつとめること。

(2) 講座の開設にあたっては、多くの参加者を得るよう広報活動を活発にすること。

(3) 講座の実施中および終了後、学習についての反省、評価を行ない、学習の効果を高めること。

(4) 文部省は、申請された実施計画書をじゅうぶん検討のうえ委嘱を決定する。

別紙様式（省略）

（社会教育必携昭和四十年度版より）

1 「委嘱事項」

「委嘱要項」の記載事項で年度によって若干変更の見られるのは、委嘱の条件・委嘱予定数・委嘱経費等の諸項目である。

「委嘱の条件」の推移を見て先ず印象に残るのは、一講座の学習時間規模である。一講座百五十時間以上の条件から三十時間以上への変更がある。後出の表Ⅳのように、昭和二十六年度は一講座百五十時間以上の規模であることを条件づけているが、翌昭和二十七年度から昭和二十九年度までは一講座百時間以上となり、昭和三十年度から昭和三十四年度までは八十時間以上の条件に変り、更に昭和三十五年より昭和四十二年までは四十時間以上、昭和四十三年度以降は三十時間以上の条件が今日まで続いている。昭和二十二年度から二十四年間の今日までに一講座百五十時間以上の講座規模から五分の一の三十時間以上に圧縮されたことは、委嘱講座の実施後の反省と学習効果から考慮された適正規模の模索のあとを物語ることであると思われる。この講座規模の五分の一への圧縮傾向とは正反対に委嘱予定数の増加傾向が見られる。三十講座の初期の予定数が、

昭和三十五年度から従前の倍増五十六講座が予定数として記載され、昭和四十年度からは七十二講座にまで増加されている。このことは、国立大学における「大学開放活動」の外延的拡大を期待する措置といえよう。

さきに例示した昭和三十九年度の「委嘱要項」には記載されないが、委嘱の条件として年度によって変更の見られるのは、受講料微集の有無のことである。昭和三十七年から昭和四十三年までの七年間は受講料微集の条件は除去されているが、この期間の前後は微集を委嘱条件として掲げ、委嘱開放講座を開設した大学に微集を委任している。この受講料を各年の「委嘱要項」によって示したもののが表VIIである。

昭和 年 度	受講料 表 別	受講料
26		100
27		100
28		350
29		150
30		300
31		450
32		450
33		450
34		450
35		225
36		0
37		0
38		0
39		0
40		0
41		0
42		0
43		0
44		750
45		750
46		750

表VIIで明かなように受講料は年度によりさまざまである。この受講料は何を基準にして割り出した額であろうか。おそらく、算出基準はないのではないかと思う。しかし、次のことは推量される。大学開放講座の委嘱事業を文部省社会教育部が立案企画し、その文教予算を大蔵省と接渉する過程で予算執行の見返りとして、利益負担分のなかにしかの国庫収納を大蔵省側から要求され、その妥協点として見出された額ではあるまい。この推量から察するとき、七年間にわたる受講料微集中止は英断である。昭和四十四年度から再開され、一講座三十時間として七百五十円、十時間増す毎に一百五十円増額して微集するよう条件づけている。

次に委嘱経費の推移の概略にふれよう。昭和二十六年度は一講座百五十時間以上五万円計上されているが、昭和四十三年度には一講座三十時間以上八万円となっている。この間の推移を表示したもののが左に掲げた表VIIIである。

表VIII 委嘱の経費の推移

昭和 年 度	委 嘱 講 習 条 件 当 時 間	委 嘱 經 費 一 當	委 嘱 經 費 一 時
26	150以上	50,000	333
27	100	31,000	310
28	100	37,000	370
29	100	37,000	370
30	80	41,000	513
31	80	41,000	513
32	80	41,000	513
33	80	41,000	513
34	80	41,000	513
35	40	21,000	525
36	40	27,000	675
37	40	46,000	1,150
38	40	46,000	1,150
39	40	58,000	1,450
40	40	62,000	1,450
41	40	66,000	1,450
42	30	75,000	1,650
43	30	80,000	2,500
44	30		2,667
45	30		4,917
46	30		5,433
			6,600

昭和四十三年度までは「委嘱要項」の委嘱経費の項はその額（講師謝金・委員等旅費・宿泊費を含む）を示し、その枠内に予算書を提出するように求められていたが、昭和四十四年度からは「委嘱要項」には委嘱経費の明示が無く、委嘱講座開設希望大学がそれぞれ独自の予算書を作製して開設希望を申請することになった。金沢大学では、昭和四十四・五・六年度それぞれ二講座の委嘱講座を開設したが、ほぼ予算書通りの委嘱経費（国庫支出金）の支払を委託された。昭和四十四年度は二十九万五千円、昭和四十五年度は三十二万六千円、昭和四十六年度は三十九万六千円である。これを一時間当たり経費として算出すると、表VIIIの通りであるが、これは本学の実態であって、昭和四十三年度までのように全国共通の枠であるかどうかについては目下のところ筆者には不明である。

委嘱経費のうちの講師謝金の推移について若干ふれておこう。昭和二十年代は一時間当たり三百五十円である。それが一千円を超えるよう措置されたのは、受講料微集を中止した昭和三十七年度からであり、一千五百円の計上を見たのは昭和四十二年度である。本年度は二千五百円である。昭和四十三年度から委嘱経費のうちで面目一新されたのは、従来極めて少額であった旅費の増額である。この措置は、大学開放講座を実施運営するに当つて、事業を円滑に進めるうえで大いに資するところがある。

年度年度の文部省委嘱大学開放講座開設の始点となる「大学開放講座委嘱要項」記載事項の若干を手がかりにして、その推移と所感を述べたか、なお、「大学開放活動」の実務にも触れた経験のある筆者にとって感慨深いことがある。それは、「委嘱要項」の諸事項をふまえて作製した実施計画案を提出し、開設希望を申請してから、委嘱決定通知（制式の公文書としての標記は、文部省委嘱大学開放講座の実施および経費の支払ならびに講習料微集について――依頼――）を受理するまでの期間のことである。表IXは、「委嘱要項」と委嘱決定通知の送付月日の一覽表である。

委嘱 昭 和	送 付 月 日	委嘱決定通知 月 日
26	6・13	10・13
27	6・29	7・24
28	6・30	8・17
29	6・20	
30	5・21	
31	6・1	7・16
32	5・28	7・17
33	5・20	7・16
34	5・2	6・27
35	4・28	6・23
36	3・20	6・21
37	3・20	6・10
38	3・24	6・19
39	4・1	6・10
40	4・2	6・2
41	5・22	7・10
42	4・20	7・2
43	2・26	6・20
44	3・19	6・2
45	2・13	6・3

「委嘱要項」の送付は昭和三十六年度までは、新会計年度が始まつてからであったが、翌三十七年度からは前会計年度の第四・四半期に早くも翌会計年度実施予定の「委嘱要項」が送付されるようになつた。この措置は開放講座実施側の大学にとっては極めて有意義である。

委嘱経費の交付ならびに支払委任の依頼（委嘱決定通知）が、何かの都合で遅延することは、開講するうえで種々の障害を生じ、事業の成功度を多分に低下させる誘因ともなる。たとえば、表IXの昭和二十六年度のように、ようやく第三・四半期に委嘱決定通知を受理したのでは、みぞれ・あられ・雪を問もなく見る時期でもあり、一講座の学習時間を確保するため開始日を早めると、周知期間が短かく地もとに徹底することは期待し難いうらみがあり、夜間講座ともなれば、受講意欲のあるひとでも、出席を出発する季節である。学生部の保存する委嘱講座開設記録綴りによれば、昭和二十六年度の実施報告書に「開設の時期は聴講者の出席状況より見て、五月より十月までの時期が適当と思慮する。大学より開設希望を申出た場合に対し、本省より早急に開設許否等の指示ありたい」と希望条件を添付し、また、昭和二十八年度には九月九日付で委嘱許否の通知早急にありたいとの照会状が本学から発送されているが、這間の消息を物語る記録である。こうしたこととは、本学のみの特殊事象ではなく、委嘱講座開設を希望申請した各大学において感ぜられたことであるにちがいない。

昭和三十五年度以降は第一・四半期中に委嘱決定通知が送付されるようになり、開講の実施・運営を円滑に進めることができ、以前のような困却感から解放されていることは、極めて結構なことであると思う。

「委嘱要項」の繰り上げ送付、一講座の学習時間の適正規模の探索、委嘱経費の増額、委嘱決定通知の早期処理、講習料の微集・中止・復活等の推移は、文部省社会教育局の「大学開放活動」促進の熱意と努力を物語るものであると思うが、社会教育機関としての大

きな役割を果すことを願う。この措置は開放講座実施側の大学にとって極めて有意義である。

委嘱経費の交付ならびに支払委任の依頼（委嘱決定通知）が、何かの都合で遅延することは、開講するうえで種々の障害を生じ、事業の成功度を多分に低下させる誘因ともなる。たとえば、表IXの昭和二十六年度のように、ようやく第三・四半期に委嘱決定通知を受理したのでは、みぞれ・あられ・雪を問もなく見る時期でもあり、一講座の学習時間を確保するため開始日を早めると、周知期間が短かく地もとに徹底することは期待し難いうらみがあり、夜間講座ともなれば、受講意欲のあるひとでも、出席を出発する季節である。学生部の保存する委嘱講座開設記録綴りによれば、昭和二十六年度の実施報告書に「開設の時期は聴講者の出席状況より見て、五月より十月までの時期が適当と思慮する。大学より開設希望を申出た場合に対し、本省より早急に開設許否等の指示ありたい」と希望条件を添付し、また、昭和二十八年度には九月九日付で委嘱許否の通知早急にありたいとの照会状が本学から発送されているが、這間の消息を物語る記録である。こうしたこととは、本学のみの特殊事象ではなく、委嘱講座開設を希望申請した各大学において感ぜられたことであるにちがいない。

昭和三十五年度以降は第一・四半期中に委嘱決定通知が送付されるようになり、開講の実施・運営を円滑に進めることができ、以前のような困却感から解放されていることは、極めて結構なことであると思う。

「委嘱要項」の繰り上げ送付、一講座の学習時間の適正規模の探索、委嘱経費の増額、委嘱決定通知の早期処理、講習料の微集・中止・復活等の推移は、文部省社会教育局の「大学開放活動」促進の熱意と努力を物語るものであると思うが、社会教育機関としての大

学の在り方をめぐる諸問題から云つて、開放講座の開設がすべてであるわけではない。大学であるかぎり、社会教育の研究面を無視することはできない。研究陣の強化は当然考慮されなければならない問題である。金沢大学では「国立学校設置法」第五条に支えられた「社会教育研究施設」を構想し、文部省に連年「概算要求」の一項目として申請し続いているが実現を見ないで今日に至っている。陳情過程において、社会教育局の理解度に比し、各大学の教育行政の窓口である大学学術局の無理解は想像以上のものがある。この痛感事をここで是非とも付記せざるをえないものである。「開らかれた大学」の称道されている今日、このことに対する行政上の窓口があつて然るべき可き時期である。

(2) 「委嘱要項」受理から「実施報告書」送付まで

社会教育機関としての大学の在り方をめぐる諸問題のうち、とくに国立大学において、「大学開放活動」の促進剤である文部省委嘱大学開放講座開設事業の有無は極めて重要な意味を持っている現状であることは云うまでもない。「委嘱要項」を受理してから「実施報告書」を送付するまでの足どりは、各国立大学においてそれぞれ多様な過程をたどり、定型はないであろう。このよりよい運びはどのようにすればよいのかについて筆者は関心をもつものであるが、まず、本学の実態を記述し、問題点を指摘したい。

昭和四十三年度の実状を例示しよう。

四月二十日 「委嘱要項」発送

四月三十日 本学受理印

五月 一日 学生部長名で開設参加希望の学部教官の打ち合せ会開催通知発送

五月 六日 打ち合せ会

法文学部 一講座

社会教育研究室 一講座

それぞれ責任をもって開講のこと、五月十五日までに所定の様式に所要事項記入のうえ学生部長に送付のこと申し合せる。

五月十八日 二講座開設希望の実施計画書を発送

六月二十二日 社会教育研究室担当の一講座開設希望追加申請

七月 二日 三講座委嘱決定通知発送

七月 五日 右本学受付印

七月 六日 学生部長名で開設担当筋にこの由通知・ポスター・チラシ・ラジオ等を利用して周知をはかる措置をとる

○「市民の法律」専門講座

自八月二十三日 至九月二十四日 毎週火・金 十日間

於 法文学部教室

○「家庭生活」講座

自七月二十六日 至八月三十一日

於 小松市中央公民館

○「人生論」講座

自六月二十二日 至十一月十九日 每週土 十日間

於 教育学部教室

○「市民の法律」専門講座、「家庭生活」講座 施設報告書発送

十月 八日 「市民の法律」専門講座、「家庭生活」講座 施設報告書発送

昭和四十四年
一月二十二日 「人生論」講座実施報告書発送

足どりの概略を記述すれば、以上の通りであるが、開設した開放講座の内容について若干補足して、その実態を明かにしよう。

右三講座受講申込登録者数の年令別・職業別を表示したものが表Xである。単年度だけを抽出して見ても、受講者の動向を年令別・職業別に調査した結果から何も云えないが、これは連年の調査をまたねばならない。昭和四十三年度は各講座とも毎回登録者数の七十五パーセントの出席率を維持することができた、と記録にある。

次に「委嘱経費」の収支の実態を示そう。表XIがそれを示す。

表XIにおいて「人生論」講座の経費が他の二講座に比して高いのは、この講座の学習方法を討議集会と講義集会とに分け、討議主題

表X 昭和四十三年度文部省省委嘱大学開放講座受講者調

講 座 名	市民の 法 律		人生論		家 庭 活 動		小 計		計	
	性 別	男	女	男	女	男	女	男	女	
年 令 別	20才未満	4	1	0	0	0	3	4	4	8
	21～29	80	17	12	4	15	20	107	41	148
	30～39	34	1	5	4	19	10	58	15	73
	40～49	39	5	1	9	2	12	42	26	68
	50～59	21	0	7	7	3	2	31	9	40
	60才以上	6	0	16	1	3	1	25	2	27
	小計	184	24	41	25	42	48	267	97	364
計		208		66		90				364
職 業 別	体給生活者	163	21	18	7	29	38	210	66	276
	農林	2	0	8	1	2	0	12	1	13
	工商	0	0	0	0	2	0	2	0	2
	自 営	1	0	1	0	7	0	9	0	9
	鉱水	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	14	3	2	2	2	2	18	7	25
	無 小 職 計	4	4	0	12	15	8	16	23	39
計		184	24	41	25	42	48	267	97	364

表XI 収支決算表

「家庭生活」講座		「市民の法律」専門講座		「人生論」講座	
収入の部		収入の部		収入の部	
国庫	支 出 金	国庫	支 出 金	国庫	支 出 金
支出の部		謝 謝 金		社会教育力	
印 刷	費	厅	費	研究会	室
消 耗	品	計	計	協	会
計	58,000	48,000	10,000	151,000	36,790
印 刷	費	謝 謝 金		111,000	10,600
消 耗	品	厅	費	44,640	11,550
計	58,000	48,000	130	10,000	10,000
印 刷	費	印 刷	費	計	187,790
消 耗	品	耗	品		
計	58,000	48,000	130		
印 刷	費	印 刷	費		
消 耗	品	耗	品		
計	58,000	48,000	130		

をめぐる討論に二人の問題提起者と二人の助言者を立て、次いでこの討論を集約して講義題目を設定して講義集会を催したため講師謝金が増大したことと、毎回の討論を直ちに印刷して次の講義集会においてテキストとして活用するよう受講者に郵送し、かくて学習効果を高めようとして学習方法に対しても配慮したこと等によって経

費が増大したのである。

以上において「委嘱要項」受理後「実施報告書」発送までの足どりを、昭和四十三年度を例にして、その実態を記述したのであるが、この年度、金沢大学の開設した開放講座の総学習時間規模から見るとき、右の三委嘱講座は、その十九パーセントに当り、実数百一時間になることは、前掲表IVにおいて示したことである。

(3) 回顧と反省

前記の足どりを回顧して反省されることについて若干所感を述べよう。

それは、各学部および教養部教官の打ち合せ会の進め方と企画立案の態勢の件についてである。表IVは、金沢大学が昭和二十六年度から今日まで開設してきた文部省委嘱講座の年度別開講講座数

表XII (昭26~46) 文部省委嘱課題分類表
金沢大学公開講座学習課題

昭和 年	委嘱条件 1. 講座開講時間 2. 学習時間	委嘱 開講数	学習課題設定数			計
			人文系	社会系	自然系	
26	150	1	28	22	0	50
27	10	1	10	12	0	17
28	100	1	14	18	2	34
29	100	1	14	18	2	34
30	80	希	10	14	5	20
31	80	1	13	25	0	27
32	80	1	0	39	0	25
33	80	1	18	0	7	39
34	80	1	0	0	0	17
35	40	1	7	0	6	20
36	40	1	0	1	3	28
37	40	1	0	4	4	20
38	40	1	2	17	4	21
39	40	1	11	8	1	32
40	40	2	21	8	1	24
41	40	2	8	16	8	22
42	30	2	20	12	9	22
43	30	3	11	4	3	22
44	30	2	2	15	0	22
45	30	2	7	15	0	22
46	30	2	0	0	0	22
計		32	221	105	171	497
百分比			44%	21%	35%	100%

と学習時間規模および設定された学習課題の人文・社会・自然科学の系列別に分類した実数を示したものである。

表XIIの示すように、昭和三十年度は開設を希望せず、昭和三十七年度は、「実施計画案」を提出して開設希望を申請したが、委嘱漏れのため開設不能となり、二回中止の実績がある。後者の委嘱漏れの件をめぐり、若干所感を述べよう。

昭和三十七年度の「委嘱要項」によれば、「委嘱の条件」として次の事項を規定している。

この講座の開設を希望する大学のうちから下記の条件を備えたものを選定委嘱する。

(1) 実施講座については、それぞれの大学のもつ特性をいかした大学開放講座としてふさわしいものであり、かつ地域住民の要望に応ずるものであること

(2) 学習時間数は、一講座四〇時間以上とする

(3) 参加者は一般成人とし、一講座四〇名以上とする(但し、女子のみの参加による講座は除く)

(4) 講座のねらいが明確で、講座の学習課程が系統的に編成されていること

この年度は六月十五日付で「実施計画書」が提出されている。それによると、二講座開設(七尾・小松両市において各一講座)を申

請している。

七尾会場における講座

講座のねらい

大学に開講している、文・理科関係の専門的知識を平易に解説し、一般成人に広く開放して教養向上の促進をはかり、地方文化の進展に寄与するを目的とする。

学習課題

- 趣味と実益の庭木の仕方（教）
- 稻の身になつて（教）
- 癌の心得——栄養・睡眠その他あれこれ（医）
- 癌の心得——わるい環境がこんなにも私たちをむしばんでいる（医）
- 薬用植物の栽培および採集について（薬）
- ホルモンの役割（薬）
- 薬はいかなる形で使用されるか（薬）
- 薬学最近の話題（薬）
- 化学繊維の種類・特色・使い方（工）
- 家庭電化のポイントと利用のこと（教）
- 小松会場における講座
- 講座のねらい（七尾会場と同じ）
- 学習課題
- 1 健康の条件（医）
- 2 漢方薬の効用と薬用植物の栽培および採集について（薬）
- 3 食品の香辛料・着色料について（薬）
- 4 物価の値上がりと日本経済の動向（法文）
- 5 化学繊維の種類・特色・使い方（教）
- 6 家庭電化のポイントと利用のこと（教）
- 7 エンジンの構造および性能と交通道德（教）
- 8 青少年の心理と犯罪（教）
- 9 宇宙とロケット（理）
- 10 宗教と生活（法文）
- （カッコ内は講師の所属学部名）
- 右の二講座はともに講座の学習時間規制から見て三〇時間程度の規模といえよう。このことは「委嘱条件」の(2)に照らして、弱いこ

とは明らかである。本学の学生部保存の「委嘱講座」関係記録綴に、昭和三十二年度の関係学部教官の打ち合せ会において、法文学部・七時間・二十一時間、教育学部・六時間・十八時間、理学部・七時間・二十一時間、工学部七時間・二十一時間、それぞれ分担、計二十七時間八十一時間の諒解に達した、とある。また、昭和三十一年度の記録に、理学部・二十一時間、教育・工学部・二十一時間、医学部・二十一時間、薬学部・十七時間、各学部分担して「委嘱条件」一講座八十時間以上とることに對処する成案をえた、とある。委嘱漏れの昭和三十七年度は、この種の申し合せが予めできなかつたように予想される。打ち合せ会で、單に参加希望学部の分担量の諒解だけでよいわけでは決してない。しかし、記録からはそのように推察される。

次に気付くことは、この年度、本学の全学部を動員して講座を編成している点である。このように、この種の打ち合せ会に全学部から関係教官が参集して、企画立案の基本線を樹てることは極めて望ましいことといわなければならぬ。しかし、各学部とも開放講座に参加する用意のある旨の開陳があるときは、世話役の学生部としては各学部を網羅した講座編成をせざるをえないであろう。こうした網羅主義の採用は、前掲の「委嘱条件」の(4)「講義のねらいが明確で、講座の学習課程が系統的に編成されていること」と照合するとき、極めて不適当といわざるをえない。各学部それぞれの教官によって設定された学習課題の一つ一つについて、何ら異議をはさむ余地のない立派な題目であっても、十題目が單に集められたのでは講座としての性格は不明確である。講座を編成するに当つて、その講座が講座としての構造を持つためには、教育的配慮がなければならない。講座のねらいを明確に設定し、これに見合う講座の学習課程の系統的編成が要求される。この点、各学部有志教官の構想設定

した題目の単なる集計の感をともなうところに、昭和三十七年度の実施計画案が委嘱漏れになつた原因があると推察する。それでは、このような事態を是正するにはどう対処すべきなのか。

委嘱講座参加希望の学部から參集する関係教官の会合に提示する原案の準備のないことを、先ず挙げることができよう。関係教官の打ち合せ会と言つても、それは單に意見を交換して散会する性質のものではない。何らかの成案をうるためには、原案が準備されるべきであろう。委嘱講座を開講するかしないかが先ずきめらるべきであろう。開設希望を申請することになれば、その規模をどの程度のものにするか、当年度開講のねらいをどこにおくか、ねらいに見合う學習課題としてどのような主題が考えられるか、今日的トピックは何か、地域の成人の関心・要望は奈辺にあるか、等々のことは、世話役の方で用意があつて然るべきであろう。「委嘱条件」一講座何時間以上とある枠に見合う日時の分担量の申し合せは、極めてビデオスライクであつても、開放講座編成の教育的措置ではない。講座のねらいが設定されないで、関係学部の分担時間の割当が申し合わせられ、誤解されただけでは、講座の焦点ボケは避けられないであろう。設定された講座のねらいに向けて求心的に構想された學習課題が考案されて、講座は一つのまとまりある体系的構造をもつことができるであろう。開放講座は、講座として構築されるために中心がなければならぬ。この中心的役割を果すものが、講座のねらいで

ある。参加希望の学部の有志教官から講義題目の提出を求め、世話をきもいりで「実施計画書」が作製されたのでは、講座として、中心を失つたものになるであろう。これは、数学部協力で講座開設する場合の盲点であり、弱点といえよう。一学部の責任で講座開設を担当する場合は、この種の盲点も弱点も払拭される。数学部協力で開設される場合でも、打ち合せ会において、話し合いの原案となるものを提示するセクションが常置されているならば、そのセクションの提示する案が、打ち合せ会の話し合いの過程で全面的に否定されても、開放講座編成の成案は体系的構造を持つであろうことが期待されると筆者は考える。

本学における昭和二十六年以降今までの「文部省委嘱大学開放講座」の足どりを回顧してとくに感する点として、打ち合せ会の進め方と企画立案の取り組み方に考慮の余地があることを挙げ、筆者の考えるところを述べた。

表XXに見ることく、學習課題を学問系列別に分類するとき、三系列間に若干の不均衡が見られ、人文科学系に傾斜しているが、この問題は以後の打ち合せ会の進め方によって、どのようになるであろうが、講義のねらいを設定するに当つて、統一テーマとして三系列から等距離のものを発見し、全学部を動員する講座編成が今後考究されてよいのではないか。

二、曉烏文庫と大学開放講座

さきに、金沢大学において昭和四十三年度開設した大学開放講座の実態を紹介した際、総学習時間五百五十時間の内訳を説明し、曉烏文庫・古典講座の分として二十五時間を計上した。この曉烏文庫

・古典講座は長く中止されていたものを、曉烏文庫委員会が昭和四十三年から再開を決め、これを復活開講実施したものであった。曉烏文庫・古典講座とは、曉烏文庫社会教育事業の一環として、金沢大

学の教官の協力を得て、昭和二十五年から二十九年にわたって極めて活発な活動を展開した実績のある暁鳥文庫委員会の行う金沢大学の自主的構内開放講座の名称である。昭和三十年から中止されましたが、十三年ぶりの復活再生である。それでは、暁鳥文庫委員会とは何か。このことについて若干の説明をしよう。

1 暁鳥文庫委員会

先ず、この委員会規程を紹介しよう。

金沢大学暁鳥文庫委員会規程

第一条 本会は金沢大学暁鳥文庫委員会と名付け、事務所を金沢大

学図書館内におく。

第二条 本会は暁鳥文庫寄贈の精神に基づき、本学の研究並びに社

会文教の刷新向上に資するを目的とする。

第三条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

1 暁鳥文庫の図書閲覧に関する助言

2 各種資料の蒐集

3 講習会、講演会、読書会、研究会、鑑賞会、展示会

4 その他必要と認める事業

第四条 本会には次の役員をおく。

委員長 一名

委員 若干名

委員は本学職員中より学長がこれを委嘱し、委員長は委員が互選する。

役員の任期は二ヶ年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第五条 委員長は本会を代表し会務を統理する。委員長は必要に応じ、委員会を招集する。

第六条 委員会は本会運営に関する重要事項を決定する。

第七条 本会の事務を遂行するため幹事若干名をおき、委員長がこれに委嘱する。

第八条 本会の経費は寄付金その他を以つて支弁する。

第九条 本会の会計年度は四月一日に始まり三月三十一日で終る。

第十条 本会規程の変更は委員会の議決を経て行う。

第十一条 本会規程は昭和二十五年四月二十九日より実施する。

右記の規程・第十一条に明記されている実施期日、昭和二十五年四月二十九日は金沢大学・暁鳥記念日として第一回の記念事業を発

足させた日である。金沢大学・暁鳥記念日とは何か。このことについては、第九回（昭和三十三年）の記念日に、いまは亡き金沢大学初代学長戸田正三先生が「暁鳥文庫・由来記」をしたためられたが、この「由来記」は這間の消息をよく伝えているので、左に掲げることにする。

暁鳥文庫　由来記

よみたしとあつめしふみをのちにくるひとにのことして
やすくよをさる

暁鳥敏先生は宗教界の偉人なり。幼より深く学を好み、博く書を読み、東西古今の貴重なる典籍を集むこと五万余冊、香草文庫と称してこれを愛蔵す。戦後寂ざる処あり、金沢大学の創設に当たり、頭書の和歌を添えて寄贈せらる。けだし、後進誘益に外ならず、ここにおいて、本学は三十間長屋を書庫に充て、閲覧室を新築して暁鳥文庫を完成す。時に昭和二十五年四月二十九日なり。この日を以つて暁鳥記念日と定め毎年行事を當み、先生の高風をしのぶ。昭和二十九年八月先生入寂せらる。誠に巨屋地に落つの感あり。ここに暁鳥文庫の由来を略記し、長く先生の遺徳を称えんとす。

昭和三十三年四月二十九日

金沢大学長 戸田正三

右の「由来記」は、金沢大学と暁鳥文庫の関係を簡明に物語つており、したがって「暁鳥文庫委員会」の設置の趣旨も明らかに推察される。金沢大学中央図書館保存の「暁鳥文庫関係書類」繰りの記録に次のような事項がある。それは第一回暁鳥文庫完成記念式を行するに至るまでの簡潔な記事であるが、

昭和二十五年四月二十日

暁鳥文庫設置について協定覚書に調印した

昭和二十五年四月二十一日

毎年四月二十九日を暁鳥記念日とする旨、協議会で決定した

昭和二十五年四月二十九日

完成第一回記念式を行い、委員会を結成し委員を任命し、規程を制定した。

とある。右の記録の四月二十日の条に「暁鳥文庫設置について協定覚書に調印した」とあるのは、その経緯について知らないひとにとって奇異の感を懷く記事かと思う。暁鳥文庫設置について、金沢大學當局が「協定覚書」に調印した相手は何か、どのような相手と金沢大學が「覚書」に調印したのかという疑問が湧くとしても当然であろう。五万有余冊の香草文庫の所有者が相手であれば、それは「寄附採納」として対処される筈である。「協定覚書に調印」とあるのは、金沢大学に暁鳥文庫が定着するまでに種々の経緯があつたことを物語る記事である。

暁鳥文庫設立の発端は、金沢大学開学以前の敗戦直後の混亂期にさかのぼる。本章の末尾に資料(一)として掲載した「暁鳥文庫設立趣意書」にある通り、「我國宗教界の偉人として全國に教化の徳を布かれた暁鳥敏先生が多年に亘ってその淨財を投じて蒐集せられた五万冊に上る大蔵書を後學の為挙げて石川師範学校に寄贈の内意

を」時の石川師範学校校長清水暁昇氏に示されたことに始まる。かくて清水校長は五万冊余の大蔵書を収納する書庫を建設し、これを処点とする社会教育活動の展開を構想し、暁鳥敏師の「この蔵書を今後の社会教育の振興に資してほしい」という意図に沿わんことを期して「暁鳥文庫設立委員会」を結成して(資料(二))石川県下の教育家・宗教家その他有志に呼びかけ、募金総額五百五十万円の活動を開始した。時に昭和二十二年八月一日のことである。

七十年の生涯をかけて蒐集した五万冊の大蔵書を後学のために、あの敗戦直後の混乱時に国民のはとんどが虚脱状態に落ちこんでいるとき、戦後日本の再建方向を文化国家にもとめ、教育立国こそ国家百年の大計と思い、憂國の至情から、一国立学校に無条件で寄贈する快挙は、われわれ凡俗の想像を絶する壯挙といわなければならぬ。当時、石川師範学校の教官であった筆者は、この壮挙を校長より聞かされたとき、脳髄から足下に走る電撃的緊張感で、からだに一瞬のこわばりを感じたことが、ついこの間のことのように生々しくいまも思い出される。こうした感激の緊張は生涯滅多に際会することのない体験であった。当時の石川師範学校在職中の全教官は一ヶ月分の俸給を提供して、暁鳥文庫設立のために協力した。しかし、昭和二十二年頃の募金活動は難波を極めた。その頃の社会情勢はまことに厳しいものがあった。筆者も募金活動の一端に堪えてそれを支えたのは、校長から聞かされたときの感激的衝動であつた、等々、いま当時のことが走馬燈のようにならに脳裡に懷しい思い出となつて浮沈する。こうした募金活動の難局時に、文部省から書庫建設費として国庫支出金の交付を見て、寄贈図書収納の書庫建設の見通しも立つことになったのは幸いであった。五万冊の大蔵書収納の書庫も建ち、コンクリートの乾燥を待つて、寄贈図書搬入の日

どりを案じている頃、新制金沢大学の発足を見、これに「石川師範学校も統合されることになり、かくて石川師範学校を中心とする「暁鳥文庫設立委員会」の仕事も金沢大学に引き継がれることになつた。前記の記録、昭和二十五年四月二十日の条に「暁鳥文庫設置について協定覚書に調印した」とあるのは、這間の消息を指すのである。

金沢大学に引継がれた暁鳥文庫設置の事業を推進する母体として、金沢大学暁鳥文庫委員会の発足を見るのであるが、その全容を伝えるためにはなお「金沢大学暁鳥文庫社会教育協力会」「金沢大学暁鳥文庫社会教育研究室」の二件に言及しなければならない。記録によれば

昭和二十五年七月九日

金沢大学暁鳥文庫社会教育協力会規約を制定した。

昭和二十五年七月三十日

図書の搬入を終了した。

昭和二十五年九月一日

暫定閲覧規程を作り、寄贈図書の一部を公開した。

昭和二十五年九月三十日

暁鳥文庫創立記念式を行い、第一回記念講演を公開した。

昭和二十五年十月一日

前記の昭和二十五年四月二十日「覚書調印」の条から、ここに掲げた十月一日までの一連の記事によって、金沢大学開学当初における暁鳥文庫の金沢大学機構にどう定位されるに至ったかを知ることができる。

前記の四月二十日「覚書調印」の条から、ここに掲げた十月一日までの一連の記事によって、金沢大学開学当初における暁鳥文庫の金沢大学機構にどう定位されるに至ったかを知ることができる。

「暁鳥文庫寄贈の精神に基づき、本学の研究並びに社会文教の刷新向上に資する目的」として金沢大学暁鳥文庫委員会の発足を見たが、金沢大学暁鳥文庫社会教育協力会とは、この暁鳥文庫委員会の行う事業を財政的にバック・アップする民間団体である。その設立趣意は次の通りである。

趣意書

よみたしとあつめしふみをのちにくる
ひとにのこしてやすくよをさる

これは暁鳥先生がその御愛蔵の図書を金沢大学に御寄贈になつたときのお歌であります。私たちは、このお歌をよむときに、先生が後進によせられた、あつい信頼とはげしい念願にうたれるのあります。この気高い暁鳥先生の御寄贈の精神をうけて、金沢大学が暁鳥文庫を広く社会文教の発展のために公開せられることになりました。民主的な平和国家建設の根本はぐにあり、ことに生きた社会の只中に活動するものの教化にあることは申すまでもありません。しかし、敗戦の現実はよういにこの理想の実現を許しません。この時にあたつて、金沢大学が社会教育の中核機関として、この文庫を提供して下さることは、まことによろこばしいことであります。

暁鳥文庫には、日本はもうすまでもなく中国、印度、オリエント、ギリシャ（歐米）の各文化圈にわたって、これらの各自に発生して、人類の歴史とともに流傳せられた古典的思想を中心、人文（思想、芸術、生活）社会（政治、法律、経済、社会）自然（理学その他）の各分野にわたり、全世界文化が一つの大きな体系のもとに藏せられております。これらの書物は七十年にあまる御生涯を通じて、文字通り心血をそいでおあめになつたものであります。その数は六万冊にたつしております。御専門の仏

書はもうすまでもなく、その他の部門においても、それぞれ専門の学者をおどろかすほどのものであり、ことに外遊のとき、世界の各国からもおもとめになつた、宗教、哲学、美術、考古学の文献數十冊の中には、とうてい得がたいものが数多くふくまれております。

こうした立派な文庫が、いま社会教育のために公開せられるということは、実に尊いことであります。私たちはこの金沢大学の御好意にこたえて、ここに金沢大学暁鳥文化社会教育協力会を結び、暁鳥先生の念願をうけたえて、自己と世界とを明かに見て、念々に天地の創造育に参ることのできる人材の養成に役立たせたいと思うものであります。

昭和二十五年八月一日

金沢大学暁鳥文庫社会教育協力会

設立発起人

連名

この趣旨に賛同する人々によつて結成された協力会は章末資料(三)に見るような規約のもとに、暁鳥文庫委員会の行う後述する大学開放講座の開設の強力な推進力となつたのである。記録によれば、昭和二十五年より昭和三十年までの六年間に、この協力会は計約百二十万余円を拠出して、暁鳥文庫委員会の各年主催する各種大学開放講座の振興に多大な貢献をした。この協力会は、昭和三十一年四月解散することになつたが、この件については後述する。

次に、金沢大学暁鳥文庫社会教育研究室の開設にふれよう。「暁鳥文庫委員会記録」によれば、昭和二十八年三月九日の条に次の記事がある。「暁鳥文庫委員会において、金沢大学暁鳥文庫社会教育研究室規程、審議決定を見る」と。この研究室の設立趣旨、目的、性格、事業、規模等を知るには、その規程を読むほどに理解される

であろう。煩雑のきらいがあるが次ぎに掲載しよう。

金沢大学図書館暁鳥文庫社会教育研究室規程

第一条 この研究室は金沢大学図書館暁鳥文庫社会教育研究室(略称暁鳥文庫研究室)と称し、金沢大学図書館におく。

第二条 この研究室は人類文化の統一的内観に基づき、世界文化の歴史的創造に参与する自覚的人格の養成を期し、以つて社会教育の振興に資する目的とする。

第三条 この研究室は右の目的を達成するために、左の講座及び研究会等を開設する。

- (1) 世界学講座
- (2) 古典講座
- (3) 基礎教養講座
- (4) 定例研究会
- (5) 特別研究会
- (6) その他

第四条 研究室の管理及び運営には、金沢大学暁鳥文庫委員会が当る。

第五条 研究室には、研究室委員会をおき暁鳥文庫委員会の決定に基づき、研究委員並びは研究生に対する研究上の指導及び研究室運営の実務を処理せしめる。

第六条 研究室委員会には、委員長一名(暁鳥文庫委員会委員)委員若干名(内、常任委員若干名)事務員若干名をおく。

第七条 研究室委員会の委員長、委員及び事務員は暁鳥文庫委員長が委嘱する。その任期は一研究年度とする。
但し重任をさまたげない。

第八条 一研究年度は一年六ヶ月とする。

第九条 研究室には研究員並びに研究生若干名をおく。

研究員は大学卒業者又はこれと同等以上の学力ありと認められる

研究生は高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力ありと認められる者とする。

第十一条 右の研究員並びに研究生は金沢大学教官・暁鳥文庫協力会員・教育委員会その他公共団体の推薦又は依託により暁鳥文庫委員会が決定する。

第十二条 研究員並びに研究生は、各自の研究題目を定めて研究に

従事し、又研究会及び講座に出席し、年度毎に研究報告し提出し

て年度末に研究修了証を受ける。

第十三条 研究員並びに研究生は一定の研究科（通年度研究員五〇〇円、研究生三〇〇円、但し分納を認める。依託研究員並びに研

究生の場合は依託團体がこれを負担する。金沢大学学生はこれを免除する。）を納入する。

第十四条 研究員並びに研究生中、特に学的業績のすぐれた者には若干の研究費を支給する。研究費の支給を受けた者には、研究発表の義務がある。

第十五条 研究室には聽講生若干名をおく。聽講生は一定の聽講料（通年度三〇〇円但し分納を認める。又学生生徒は半額とする。但し金沢大学学生はこれを免除する。）を納入し、年度末には聽講修了証を受ける。

第十五条 右の聽講生は一般から募集して暁鳥文庫委員会が許可する。

附則 この規程は昭和二十八年三月十日より実施する。

暁鳥文庫委員会の構想し開設した社会教育研究室は、右に掲げた規程によつて、それがどのようなものであるかは、ほぼ推量される

であろう。その目的の宏遠なこと、その規模の充実、とくに市民への学習の機会と場の提供の確保のためのゆきとどいた配慮と構成等、大学の行う開放講座として、これ以上の構想は不可能と思われる位である。しかし、規程第九条の研究員・研究生の件を考えてみると、この社会教育研究室は選別されたエリートの学習の機会と場を保障しようとするもののようである。年令・性別・学歴を問わず学習意欲のあるだれにも開かれた学習の機会と場の提供という、社会教育の本来的なるものからの逸脱という印象は拭いえないようと思われる。

2 暁鳥文庫と開放講座

暁鳥文庫社会教育研究室の開室を契機として、規程第三条に掲げる多彩な講座を開設して、連年実施したが、更に、世界学講座・基礎教育委員会の努力は高く評価されねばならない。

暁鳥文庫委員会は昭和二十五年発足と同時に古典講座・聖典講座・特別講演会を開設して、連年実施したが、暁鳥文庫社会教育研究室の開室時、昭和二十八年度からは、更に、世界学講座・基礎教育講座を加え、この多彩な開放講座の展開は昭和三十年度まで盛大裡に継続された。その後は後述するように、暁鳥文庫委員会の開放講座活動は全面的に中止されたが、昭和二十五年から昭和三十年に至る六年間の実績は、極めて充実したものであった。これを量的に選元して表示したものが、表IIIである。備考欄をはさんで上半部は各講座の年次開講度数を示し、下半部は年次別にその学習時間数を表わす。世界学講座・特別講演会講師は東京あるいは京都から招待した各界学の泰斗をわざらわし、その他の講座の講師は金沢大学の教官や地もと在住の有識者の協力によって、各講座は円滑に進められ

た。

年度別に開設された各種講座の回数と学習時間数を表示したが、

表 XIII

年 度(昭和)	世 界 学 講 座	古 典 講 座	聖 典 大 無 量 寿 經	教 行 信 証	講 座	基 礎 教 養 講 座	特 別 講 演 会	計	
								1 2 5 1 2	
								15 21 21 29 10 1 97	
25			4	10				1	46
26			9	10				2	78
27			6	10				4	66
28			6	2	2	3	10	10	173
29			2		1	3	3	2	75
30	計	9	27	40	4	3	11	4	9
	備 考			10	6	2	9	10	22
					24	20		2	447
					54	20		4	
					36	20		10	
					40	18	30	2	
					50	9	36	4	
					90	27	30	4	
					162	80			

ことであると思う筆者からすれば、暁鳥文庫委員会の行う開講事業は、この国民の「教育を受ける権利」保障をめぐる問題に対する金沢大学なりの自己解答をふまえた自己実践であるといえよう。

世界学講座という講座名はあまり見馴れない、また理解し難いものであるが、按するに社会教育研究室規程第二条で掲げる「人類文化の統一的内観」の各人ににおける樹立をねらいとするもののようにある。この講座の統一主題は、「歴史的危機の内観」とあり、左記の九講義を開講した。

世界史の課題

高山 岩男 昭28・4
鈴木 弘 昭28・6
宮本 尊 昭28・10
吉川 幸次郎 昭28・11
森嘉藏 昭28・1
北村寅太郎 昭29・3
下村寅太郎 昭29・1
武藤光朗 昭29・6
高山岩男 昭29・6
西谷啓治 昭29・6

マルキシズムの社會觀

科学的世界像

基督教の歴史觀

中国的人生觀

印度的世間觀

佛教の人間觀

マルキシズムの社會觀

科学的世界像

わたつて二十七回開講された。その講義題目は、昭和二十五年度、万葉集、カントベリー物語、日本医学史、フワストの四講義、昭和二十六年度、生物進化論、ベートーヴェン「第九シングフォニー」、ダンテの神曲、ソクラテスの弁明、ロダンの芸術、アリストファーネス「女の議会」、ハムレット、源氏物語、トマス・ハーディ、以上九講義、昭和二十七年度、カント「実践理性批判」、ピューリタンの政治精神、ゲーテの自然観、大乗仏經と維摩經、物理学的世界觀陶淵明の詩とその生活の六講座、昭和二十八年度、鎌倉仏教の実践哲學「国富論」「学問のすすめ」、フロイドの精神分析、ヘルマン・ヘッセ「シッタルタ」、「花伝書」以上六講義、昭和二十九年度、トマス・マン「魔の山」、「臨済錄」以上二講義、計二十七回の開設は、金沢大学教官の協力による暁鳥文庫委員会の自主講座としてであった。その他の聖典講座、基礎教養講座、特別講演会の企画は金沢大学暁鳥文庫の主催であるが、学外講師によつて開講されたものである。この連年の実績も、暁鳥文庫社会教育協力会の財政的支持なしには累積されなかつたであろう。協力会の昭和三十五年から昭和三十年までの援助額百二十万九千余円が記録に明記されている。その六十六パーセントは真宗大谷派の関係機関からの拠金であり、個人としての協力会会員の会費の総計は約二十六パーセントを占めている。その他は石川県・金沢市・北國新聞社からの拠出である。大学が自らはからいで大学開放講座を當むとき、受益者負担の原則をふまえ学外の協力なしには実現されない現況であるが、根本的には、わが国において、大学と社会教育の問題が、國の文教政策としては極めて低次元に低迷していることに、更に国立大学の大学人の意識構造とが加重されてこの現象を余儀なくさせているのであると思われる。成人教育について大学はどう在るべきか、という先進諸国の大学に見られる理論と実践の実績のわが国における

る貧困さは驚くべきことと云えよう。大学と社会教育ということは大学人の余暇利用の一便法として考慮すべきすじあいのものとされているかのようである。昭和二十年代後半期に、暁鳥文庫の実施した社会教育活動は、わが国においてみられる、大学と社会教育、という視点からの稀少価値に富む先駆的実績である。

暁鳥文庫のこの活潑な社会教育活動も一頓坐を来たす破目になつた。次のような文書が記録として残つてゐる。

昭和三十一年四月十四日

金沢大学暁鳥文庫社会教育協力会長 氏 名

金沢大学暁鳥文庫委員会委員長殿

理事会決定事項申請について

本会では昭和三十一年四月十四日理事会を開催しまして、左記の事項を決議いたしましたので、これが実現について御高配を賜わりますよう申請いたします。

記 決議事項

金沢大学暁鳥文庫社会教育協力会はこれまで金沢大学暁鳥文庫委員会の下に実施されてまいりました社会教育事業が昭和三十一年度より金沢大学教育学部社会教育研究室が設置されることによって引き継がれるならば本会はその実現と同時に発展的解消をすることが適當の筋道であると考えるのでこの事が実現するよう暁鳥文庫委員会の御協力を希望するものである。

すなはち、右の文書は、協力会の解散通知である。暁鳥文庫の社会教育活動の財政援助の打ち切り、中止の通知である。このことはまた暁鳥文庫社会教育研究室の実質的閉鎖を意味する。どうしてこのような破目になつたのか。

暁鳥文庫委員会は、さきにも述べたように社会教育研究室を発足

させ活潑な活動を展開したが、その実績をふまえて更にやがて国立化をめざす財團法人・北陸宗教文化短期大学（夜間）の創立を暁鳥文庫委員会の一部有志委員によつて発想され、同時に短大付属機関として宗教文化研究所も構想されて、その大綱案を練り上げ、暁鳥文庫委員会に諮つたものようである。大綱案を検討したところ、宗教文化の研究・教育機関であることを構想したものではあるが、

余りに一宗一派に偏向した、云うなれば真宗短期大学の開設を国立大学を基盤にして企図するものであり、憲法第二十条に規定する信教の自由をおかすものとして猛烈な反対意見がだされ、ひいては暁鳥文庫社会教育研究室の活動も一宗一派の教線拡張策であるときめつけられる破目に陥り、遂に、社会教育研究室の存続も不可能となり閉室解体に追い込まれ、やがて協力会解散という運びになつた。さきに掲げた文書は以上の経緯を物語る終止符である。

暁鳥文庫社会教育協力会の収入の六十六パーセントが真宗大谷派の文教機関からの助成額であつたことも夜間短大創立構想、ひいては、暁鳥文庫社会教育研究室の諸事業諸活動が、国立大学に寄生する一宗一派の教線拡張活動と誤解される要因であつたことは否めないであろう。

暁鳥文庫委員会の一部有志委員の暁鳥先生の鴻恩に報いようとするその誠意と熱意は十分察せられるが、その夜間短大創立の構想が国立大学の機能と性格、またその在り方について充分考慮されなかつたところに、暁鳥文庫社会教育研究室の閉室の破目にいたつ大きな原因があると思う。雄大な構想を発想しながらも、それがところを得ない構想であったために、大学と成人教育、という世界共通の緊急課題に答えるわが国の先駆的実績が中絶の止むなきにいたつことは惜まれる。しかし暁鳥文庫の展開した昭和二十年代後期の活動は、金沢大学と社会教育、と題したこの拙稿において看過する

ことのできない大きな実績であることはかわりない。その中絶を惜しみながら、本章を擇筆する。

資料(一) 暁鳥文庫設立趣意書

日本再建の根柢は学問・教育及び文化の振興にあることは申しますでもありません。この四月から発足した六・三制は国民生活の民主的改造を企図するものでありますし、新教育は学校教育と共に社会教育を重要視し、これがため各種図書館、博物館等の必要も叫ばれて居ります。然しながら現下の日本にとって新たにこの種の施設を整備しようとするとは容易なことではありません。従つてそれだけその困難を冒してこの事業を遂行し眞に地方文化の再興を図ることは極めて意義あることと信ずるのであります。

然るにこの程、我國宗教界の偉人として全國に教化の徳を布かれた暁鳥敏先生が多年に亘つてその淨財を投じて蒐集せられた五万冊による大蔵書を後學の為、挙げて石川師範学校に寄贈の内意を示されたのであります。この蔵書は仏教、基督教等の宗教書を初めとして、哲学、文学、歴史、地理、法律、經濟、社会、道徳、教育、美術、音楽、自然科学等殆んど學問の全分野にわたる各種書籍を網羅しております。曾ては先生がこれを内容とする大図書館を建築しそれを中心とする日本文教院の設立を企てられたほどの、今日に於ては洵に得がたき貴重な文献であります。

われ等は先生の崇高なる精神に感激のその鴻志に報いがため茲に左記の如き暁鳥文庫を設立し教育家、宗教家並に一般有志に公開して學術研究と地方文化の啓發向上に資し併せて学芸の府たるの実を具え以て時代の要請にそわしめんとするものであります。

冀くは大方の諸士、明倫の伝統に輝く文化石川に於ける研修の道場として暁鳥文庫を中心とする一大研究機関実現のために深き理解と厚き同情とを寄せられて何分の御協力御援助あらんことを衷心お

願いする次第であります。

昭和二十二年八月一日

五、本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十日で終る。

五名をおく、会長は総会で選出し、副会長は会長が指名する。理事は会長が五名を指名し、五名は総会で選出する、常任理事は理事の中から会長が指名し、会計は総会で選出する。

石川県仏教長 晴水 晓昇
石川県教育長 染村 龜鶴
石川師範学校同窓会長 嗣道 文芸

資料(二) 暁鳥文庫設立委員会要項

一、目的 暁鳥文庫を設立し学術文化の向上に資するを以つて

目的とする。

二、名 称 本会は暁鳥文庫設立委員会と称する。

三、事務所 本会の事務所は金沢市弥生町石川師範学校男子部に置く。

四、事業 本会は遍く有志の寄附金を募集し、左記の如き文庫を石川師範学校男子部構内に設立する。

- 1 書庫(五間一七間、石造二階建)
- 2 閲覧室(五間一十間、木造階下)
- 3 ホール(五間一十間、木造階上)

五、募集額 五百五拾万円

資料(三) 金沢大学暁鳥文庫社会教育協力会規約

一、本会は金沢大学暁鳥文庫社会教育協力会と名附け、事務所を金沢大学図書館内におく。

二、本会は暁鳥文庫の社会教育的活動を促進し、以て社会教育の振興に協力する。

三、本会はこの規約に賛成し一定の会費(年額千円)を納入する会員百名以内を以て組織する、会員は暁鳥文庫を利用

の会友を推薦することができる。

四、本会の経費は会費事業収入及び自発的の寄附金を以て支弁する

九、会友は本会の主催し又は協力する事業に参加し暁鳥文庫を利用することができる。

十、会員が都合によつて退会する場合は好意的に新に会員一名を推薦するものとする。

十一、本会に名譽会員をおくことができる、名譽会員は理事会の同意を経て会長がこれを推薦する。

十二、本会が三十名に達するまでは発起人会が運営に当る。(未完)

(金沢大学教授・哲学)